

【用語】 中島村—長野県須坂市 出入—もめごと、争論 裁許—幕府の裁決 急度—嚴重に、しつかりと 仕来—慣例、先例 初宿—中馬が荷物を付け通す最初の宿場 未熟—物事が十分でないこと、怠慢、手抜かり 滯掛宿・軽井沢宿—長野県軽井沢町 坂本宿・松井田宿—松井田町

【解説】 中山道など主要な街道では公用荷物等を運搬する場合、各宿場間を人馬で継ぎ立てるのが基本であつた。しかし、江戸時代中期以降、商品生産と輸送が活発化するに伴い、運送業者と宿問屋との間で商荷物の運搬方法や輸送路をめぐる争いが生じてきた。中山道筋では明和元年（一七六四）十二月、信濃國の中馬稼ぎが幕府の裁定で公認された。中馬とは、商荷物を宿場で継ぎ立てず、目的地まで付け通す運輸業者のことである。その活動範囲は、中山道筋では倉賀野宿までの区間とされ、扱う荷物も下りが米穀類・酒、上りが塩・茶に限定された。こうして中馬は途中の宿々で口銭を支払い、荷物を付け通すことになつたが、中山道の宿場では逆に輸送業務が減少することになり、その後も宿と中馬との間で紛争がくり返された。

この文書は、明和四年信濃国高井郡中島村の中馬稼ぎ人が大戸通り（信州街道）経由で油樽荷物を運搬した事件に関連して、中山道滯掛宿から板鼻宿までの問屋らが申し合わせた書付である。結局、同六年四月の幕府の裁定で中馬稼ぎの大戸通り付け通し輸送が禁止されることになり、中山道の宿々が中馬稼ぎに対する処置方法を確認しあつた。